

峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札実施要領

令和3年9月8日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、峡北地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事のうち、競争入札参加要件に条件を付して行う一般競争入札について、入札参加者の申請手続き等の負担を低減し、入札への参加機会を確保するとともに、入札及び契約事務の効率化を推進し、入札及び契約手続きの一層の透明性、公平性、公正性及び競争性の向上を図ることを目的とし、事後審査型条件付一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施する場合の方法について、峡北地域広域水道企業団契約規程（昭和57年規程第1号。以下「契約規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が3,000万円以上の建設工事のうち、指名業者選定委員会（峡北地域広域水道企業団指名業者選定委員会規程（平成29年規程第4号）に定める委員会をいう。以下同じ。）が必要と認めるものについて適用する。

(入札公告)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づく入札公告（以下「公告」という。）は、峡北地域広域水道企業団公告式条例（昭和55年条例第2号）に定める方法によるほか、峡北地域広域水道企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して行うものとする。

(入札参加資格要件)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、企業団、北杜市、韮崎市及び甲斐市のうちいずれかの入札参加資格者名簿に登録された者で、公告日から入札日までに、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく企業団、北杜市、韮崎市及び甲斐市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 企業団、北杜市、韮崎市及び甲斐市の規定に基づく指名停止措置期間が含まれていない者であること。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) 入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。

(6) 対象工事の業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（P）が、企業長が定める数値以上の者であること。

(7) その他企業長が定めた資格を満たす者であること。

（企業長が定める資格）

第5条 企業長は、施行令167条の5第1項の規定に基づき前条第7号の参加資格を定めたときは、対象工事ごとに公告に明示するものとする。

（入札参加の申出等）

第6条 入札参加者は、峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）を、公告に明示した期日までに提出するものとする。

2 前項に規定する申出書の提出方法については、その都度公告により明示するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第7条 入札保証金及び契約保証金については、契約規程の規定によるものとし、その都度公告により明示するものとする。

2 入札保証金を納付することとした場合の入札保証金については、落札者にあつては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は、当該担保の提供後）、その他の者にあつては落札者の決定後に返還するものとする。

（設計図書等）

第8条 設計図書（金抜き設計書、施工図面、仕様書及び質問回答書をいう。）、入札説明書（事後審査型一般競争入札共通説明書をいう。）及び各種企業団指定様式（以下これらを総称して「設計図書等」という。）は、原則として公告に明示する期間中、ホームページに掲載することとし、入札参加者においてダウンロードするものとする。

（設計図書等に関する質問）

第9条 設計図書等に関する質問は、質問書（第2号様式）によって行うものとし、当該質問及び回答については、ホームページに掲載し、公表するものとする。

2 質問書の送付の方法、質問受付期間及び質問書提出先等については、その都度公告により明示するものとする。

（条件付一般競争入札の入札等）

第10条 入札の執行回数は2回以内とし、その都度公告で明示するものとする。

2 入札参加者は、公告により指定された日時及び場所に、次の各号に掲げる書類を直接持参し、提出するものとする。ただし、企業長が必要と認めたときは郵送等の方法によることができるものとし、当該各号に定める書類の提出期日、提出方法等についてはそ

の都度公告に明示するものとする。

- (1) 入札書（企業団指定様式）
 - (2) 峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）
 - (3) 峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件等総括表（第4号様式）
 - (4) 工事施工実績調書（第5号様式）及び当該工事の施工実績が確認できるものの写し
 - (5) 配置予定技術者調書（第6号様式）
 - (6) 建設業許可の写し
 - (7) 総合評定値通知書（経営事項審査）の写し（直近のもの）
 - (8) 工事費積算内訳書（入札参加留意事項別紙2）（企業長が必要と認めるとき）
 - (9) その他必要と認める書類
- 3 郵送による入札を行うこととした場合において、入札参加者が1者の場合は、失格又は無効である場合を除き、一般競争入札による競争結果とみなし、入札は成立したものとする。ただし、あらかじめ最低入札参加者数を定め、公告等においてその旨を明示した入札において、最低入札参加者が確保できないときは、当該入札を中止するものとする。

（公正な入札の確保）

第11条 入札参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者は、入札にあたり競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (2) 入札参加者は、落札候補者決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

（入札の延期又は中止）

第12条 企業長は、天災等の不可抗力による場合、参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できないとき、又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告した事項を変更し、若しくは当該入札を延期又は中止することができることとし、これらの場合において、入札参加者に生じた損害については、企業団は一切の責任を負わないものとする。

（入札の辞退）

第13条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（企業団指定様式）を提出するものとし、入札辞退届の提出時期等については、その都度企業長が定めるものとする。

- 2 入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはないものとする。

(条件付一般競争入札の入札書の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に明示した方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵便入札を採用することとした場合において、公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって、開札に間に合うものを除く。）
- (3) 郵便入札を採用することとした場合において、公告で示した提出先以外の場所に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外の場所に到着したものであって、開札に間に合うものを除く。）
- (4) 郵便入札を採用することとした場合において、外封筒及び内封筒に商号又は名称が記載されていないなど、開札前に入札者が特定できない入札書
- (5) 封筒又は工事費積算内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (6) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
- (7) 提出期限内に第10条第2項第2号から第9号に規定する書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）等を提出しない者の入札書
- (8) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、入札留意事項において示した入札条件に違反して入札した入札書

(代理人)

第15条 入札参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合、当該代理人は、委任状（入札参加留意事項別紙1。以下同じ。）を提出しなければならない。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- 3 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

(開札の立会い)

第16条 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。
- 3 入札参加者は、代理人を定めて入札に立ち合わせるときは、委任状を持参させなければならない。

(開札)

第17条 入札事務担当者(企業長から委任を受けて入札事務を行う者をいう。以下同じ。)は、開札した後、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者から順に、落札候補者を決定するものとする。

- 2 入札事務担当者は、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行ったうえで後日落札者を決定する旨を宣言し、開札を終了する。
- 3 入札額に同額のものがあるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。この場合において、入札参加者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、当該入札参加者又はその代理人に代わり、当該入札事務に関係のない職員によりくじ引きを行うこととする。
- 4 入札事務担当者は、入札点検表を作成し、当該入札に係るすべての参加者名及び入札金額を記載するものとする。

(落札候補者数)

第18条 前条第1項の落札候補者の数は、3者以内とし、その都度企業長が定めるものとする。

(落札者の決定)

- 第19条 企業長は、入札日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下第6項及び第7項において同じ。）に、最も価格の低い落札候補者から順に、申請書その他の入札参加資格確認書類について指名業者選定委員会に諮り審査するものとする。ただし、公告において、申請書その他の入札参加資格確認書類の提出期日を入札後とした場合は、当該提出期日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下第6号及び第7号において同じ。）に審査を行うものとする。
- 2 指名業者選定委員会は、審査の結果、第1順位の落札候補者が不合格となったときは、次順位の者を落札候補者として審査するものとする。
 - 3 企業長は、審査の結果、落札候補者が合格したときは、当該候補者を落札者として決定し、当該落札業者宛てに速やかに通知するものとする。
 - 4 落札候補者は、落札が決定するまでに、公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさない状況となったときは、当該候補者の資格を失う。
 - 5 企業長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に入札参加資格不適格通知書（第7号様式。以下「不適格通知書」という。）を送付するものとする。
 - 6 不適格通知書の送付を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書（第8号様式。以下「要請書」という。）により説明を求めることができる。
 - 7 企業長は、前項の規定により要請書が提出されたときは、受理した日の翌日から起算して3日以内に書面により回答するものとする。
 - 8 不適格通知書の送付を受けた者は、企業長が落札者として決定された者と契約を締結すること、及び第22条に規定する入札結果について公表することを妨げてはならない。

(入札書を無効とする申出)

第20条 入札参加者は、入札書等を提出した日から落札候補者の通知を受けた日までの

間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、入札書が無効とする申出書（第9号様式）を提出することにより、既に提出した入札書が無効とする申し出をすることができる。

- 2 前項の申し出をしないまま契約を辞退したときは、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

（費用の負担）

第21条 入札書等の作成、提出等に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（入札結果の公表）

第22条 企業長は、落札者を決定したときは、当該入札結果についてホームページにて公表するものとする。

（異議申立て）

第23条 入札参加者は、入札後、設計図書、入札説明書等についての不明を理由にして異議を申立てることはできない。

（その他）

第24条 この告示に定めるもののほか、条件付一般競争入札の執行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

峡北地域広域水道企業団
企業長 様

住 所
商号・名称
代表者氏名
(担当部署及び担当者)
TEL
FAX

㊞

峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加申出書

年 月 日公告の下記の工事に係る事後審査型条件付一般入札に参加したいので、入札参加の申出をします。

なお、入札参加資格要件を何れも満たしており、この申出書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

入 札 番 号	
工 事 名	

入 札 参 加 資 格 要 件

1 経営事項審査事項

登 録 番 号	
業 種 ・ 許 可 区 分	工事(特定 ・ 一般)
総 合 評 定 値 (P)	点
審 査 基 準 日	年 月 日

2 工事施工実績事項

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 名	
契 約 金 額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 概 要	

3 技術者事項

(1) 当該工事配置予定技術者 氏名	生年月日	年 月 日
(2) 当該工事配置現場代理人 氏名	生年月日	年 月 日

注1 総合評定値(P)は経営事項審査の総合評定値(P)を記入してください。

2 入札時に各事項を証明する関係書類を提出してください。

3 工事施工実績は、当該工事と同種又は類似の工事を記載してください。

4 配置技術者及び現場代理人は、入札日までに所属会社と3か月以上の雇用期間が必要です。

5 現場代理人は、工事現場に常駐するので他の現場との兼務はできません。

峡北地域広域水道企業団
企業長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

質 問 書

次の入札案件について、質問事項がありますので、質問書を提出いたします。

入札番号	
件 名	

質 問 事 項

回答送付先	
-------	--

- * 質問がない場合は提出不要です。
- * 質問書は、電子メール又はFAXで提出してください。
E-mail kyohoku-ws@kyohoku.jp
TEL 0551-42-4830 FAX 0551-42-4470

峡北地域広域水道企業団
企業長 様

住 所
商号・名称
代表者氏名

㊟

峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日広告の下記の工事に係る事後審査型条件付一般競争入札について、添付書類を添えて入札参加資格確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

入札番号	
工事名	

(添付書類)

- 1 峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般入札参加資格要件等総括表（第4号様式）
- 2 工事施工実績調査（第5号様式）及びその工事施工実績が確認できるものの写し
- 3 配置予定技術者調書（第6号様式）
- 4 建設業許可の写し
- 5 総合評定値通知書（経営事項審査）の写し（直近のもの）
- 6 その他本件指定の種類

第4号様式（第10条関係）

峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般入札参加資格要件等総括表

商号・名称 _____

要件等	内 容	備 考
1 地方自治法施行令第167条の4第1項 第167条の4第2項	該当する ・ 該当しない 該当する ・ 該当しない	
2 建設業の許可及び有効期限	工事 特定 ・ 一般 年 月 日から 年 月 日まで	
3 公告の入札資格	登録番号() 当該業種() 等 級()	工事にあたって等級指定のない業種は、 記入不要
4 設計業務等受託者との関係	有 ・ 無	指定条件のある場合のみ記入
5 経営事項審査の総合評定値(P)	点	
6 同種・類似公共工事の元請としての実績	有 ・ 無	第5号様式「工事施工実績調書」に記載
7 監理(主任)技術者の配置	①資格 有 ・ 無 ②工事経験 有 ・ 無	第6号様式「配置予定技術者調書」に記載
8 峡北地域広域水道企業団における入札参加制限又は指名停止措置の有無	該当あり ・ 該当なし	
9 北杜市、韮崎市又は甲斐市における入札参加制限又は指名停止措置の有無	該当あり ・ 該当なし	入札参加制限等を受けている市の名称を記入 _____
10 北杜市、韮崎市、甲斐市への入札参加申請書の提出の有無（企業団へ入札参加申請をしていない場合。）	有 ・ 無	入札参加申請書を提出している構成市 北杜市 ・ 韮崎市 ・ 甲斐市

- 注1 2は今回申請の工事種別について記載してください。
 2 4は条件指定した場合のみ記入してください。
 3 内容については、記入するもの以外は該当するものを○で囲んでください。

第5号様式（第10条関係）

工事施工実績調書

商号・名称 _____

入札番号	
工事名	

実績要件等の工事施工実績

工事名	
発注者名	
施工場所	
契約金額	円(消費税及び地方消費税の額を含む)
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率 %)
工 事 概 要	
項 目	形 式 ・ 数 量 等

注1 工事施工実績は1件あれば可とします。

2 調書に記載した工事施工実績が確認できる次のいずれかの種類を添付してください。

- ① 発注者が施工実績を証明する書類又はその写し
- ② CORINS(工事实績情報サービス)の竣工時の工事カルテの写し
- ③ 請負契約書の写し、工事完成検査結果通知書の写し等施工実績を確認できる書類

配置予定技術者調書

商号・名称 _____

フリガナ 技術者氏名			
生年月日	年 月 日		
資格区分			
監理技術者証	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 交付) <input type="checkbox"/> 無		
従事中の工事	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
工事名・業務名			
発注者名			
当該契約金額	円 (消費税及び地方消費税の額を含む)		
監理・管理 技術者	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人・照査技術者		
雇用状況等	<input type="checkbox"/> 入札までに3か月以上の雇用関係がある。 <input type="checkbox"/> 営業所の専任技術者ではない。 <input type="checkbox"/> 建築士事務所の監理建築士ではない。		
配置予定技術者の工事経歴 (以下の要件として工事経歴が求められていない場合は記入不要です。)			
入札番号		契約番号	
工事名			
発注者名			
契約金額	円 (消費税及び地方消費税の額を含む)		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事概要			

注1 資格区分には、法令による資格・免許の名称、その取得年月日及び登録番号を記入してください。

2 工事経歴欄には、最近の代表的な類似工事の経歴について記入してください。類似のものがない場合は、その他主要な工事について記入してください。

3 配置予定技術者の資格が確認できる書類を添付してください。

4 配置予定技術者の3か月以上の雇用関係が証明できる書類を添付してください(健康保険被保険者証の写し等)。

5 現場代理人及び技術者通知書提出時にこの配置予定技術者を変更することは出来ません。

住 所
商号又は名称
代 表 者

峡北地域広域水道企業団
企業長 公印

入札参加資格不適合通知書

貴社が先に入札した下記工事の入札参加資格要件を審査した結果、下記の理由により入札参加資格要件を満たさないと認め、無効としたので通知します。

記

公 告 日	
開 札 日	
契 約 番 号 事 業 名 工 事 名 工 事 場 所	
入札参加要件を満たさないと認めた理由	

〈異議申し立てについて〉

入札参加要件を満たさないとされた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。その際は、本通知を受けた日の翌日から起算して、閉庁日を除いた3日以内に説明要請書（第9号様式）を総務課へ提出してください。

年 月 日

峡北地域広域水道企業団
企業長 様

商号・名称
代表者氏名

印

所在地
電話番号

説 明 要 請 書

年 月 日付け第 号で入札参加資格不適格通知を受けましたが、
下記のとおり入札参加資格を満たしていないとされた理由の説明を要請します。

なお、峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札実施要領第19条第8項
の規定について遵守いたします。

記

1 説明要請の対象となる件名

入 札 番 号		契 約 番 号	
工 事 名			
入 札 日	年 月 日		

2 説明要請に係る事項

--

3 2の説明を求める根拠となる事項

--

入札書を無効とする申出書

下記の入札に参加しましたが、技術者を配置することが不可能となったため、当該案件に係る入札書を無効とさせていただきますよう申し出ます。

記

1 件 名 _____

2 入札番号 _____

年 月 日

峡北地域広域水道企業団
企業長 様

住 所
商号・名称
代表者名

印